

直方市における
人事行政の運営等の状況

令和4年9月

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度採用試験）

（単位：人）

職 種	申込者数	受験者数	最終合格者数
保健師（1回目）	23	22	2
特定任期付弁護士	2	2	1
事務職（令和3年12月1日採用）	271	236	3
事務職（令和4年4月1日採用：1回目）	214	151	6
土木技師	6	6	1
保健師（2回目）	9	5	0
任期付栄養士	14	12	1
事務職（令和4年4月1日採用：2回目）	81	65	7
消防職	68	68	4

※ 最終合格者数は、合格者名簿に掲載された者の数

(2) 定員の状況

（単位：人）

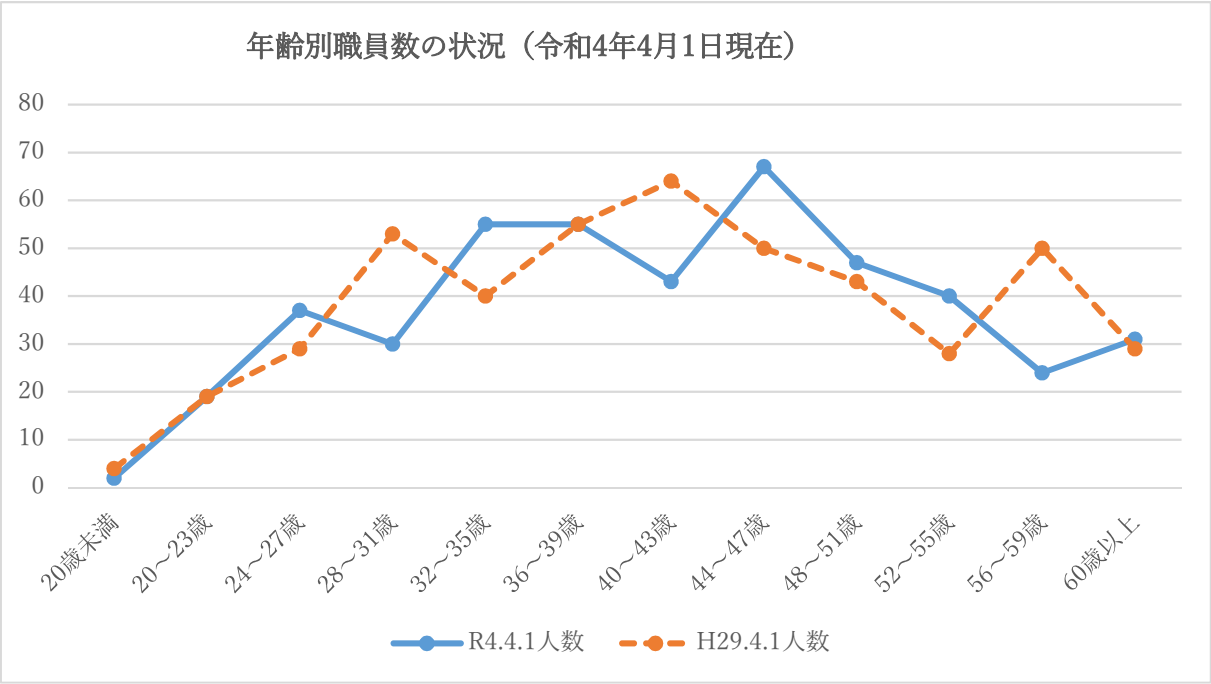
区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 3 年度	令和 4 年度	差引	
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		
		総務 （うち選管） 【うち監査】	85 (1) 【3】	82 (1) 【3】	△3	事務の統廃合・委託による減
		税務	23	22	△1	欠員不補充による減
		労働	0	0		
		農林水産 （うち農委）	14 (4)	14 (4)		
		商工	10	13	3	業務量の増加による増
		土木	58	59	1	業務量の増加による増
		民生	43	43		
		衛生	41	38		事務の委託による減
		計	279	276	△3	＜参考＞ 人口 1 万人当たり職員数 49.41 人 （類似団体の人口 1 万人当たり職員数 57.07 人）
	教育	47	47			
	消防	59	57		欠員不補充による減	
	小計	385	380	△5	＜参考＞ 人口 1 万人当たり職員数 68.03 人 （類似団体の人口 1 万人当たり職員数 73.87 人）	
	公営企業等	水道	23	23		
下水道		12	12			
その他		35	35			
合計			455	450	△5	

※ 各年度4月1日現在の職員数を計上。職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員、非常勤職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く。

※ 人口1万人当たり職員数については、小数点第3位を四捨五入して算出。

※ 「類似団体」とは、全ての市区町村を、指定都市、中核市、特別市、特別区、一般市、町村の区分ごとに分け、一般市と町村については、さらに、その人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の2つの要素を基準としてグループに分けたもの。表中の類似団体の値は、本市と同じグループに属する自治体の平均値を示す。（類似団体の値は以下同じ。）

(3) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



（単位：人）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
人数	2	19	37	30	55	55	43	67	47	40	24	31	450

(4) 職員数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	過去 5 年間の 増減数
一般行政	274	277	275	270	279	276	2
教育	61	58	58	58	47	47	△14
消防	59	58	58	58	59	57	△2
普通会計計	394	393	391	386	385	380	△14
公営企業等 会計計	70	72	69	70	70	70	0
総合計	464	465	460	456	455	450	△14

※ 各年度 4 月 1 日現在の職員数を計上。

(5) 級別職員数の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

(単位：人、%)

区分	職 務	職員数	構成比
1 級	主事補	17	5.9%
2 級	主事	26	9.0%
3 級	主任	47	16.3%
4 級	主査	91	31.5%
5 級	参事補	73	25.3%
6 級	参事	29	10.0%
7 級	理事	6	2.1%
計		289	

※ 水道・税務・消防部門職員、保育士、保健師、技能労務職、再任用職員及び任期付職員を除く。

イ 消防職

(単位：人、%)

区分	職 務	職員数	構成比
1 級	主事補	9	15.8%
2 級	主事	10	17.5%
3 級	主任	10	17.5%
4 級	主査	13	22.8%
5 級	参事補	10	17.5%
6 級	参事	4	7.0%
7 級	理事	1	1.8%
計		57	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和３年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 令和 4. 1. 1 現在	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
55,941 人	295 億 4,260 万 4 千円	20 億 165 万 1 千円	35 億 7,742 万 8 千円	12.1%

※1 人件費には、特別職に支給された給料・報酬等 3 億 7,896 万 5 千円、退職手当金 3 億 4,732 万 4 千円を含む。

※2 普通会計とは、一般会計、同和地区住宅資金貸付特別会計のことで、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、上頓野産業団地事業特別会計、水道事業会計を除いた会計。

(2) 職員給与費の状況（令和４年度普通会計予算）

職員数 (A)	給与費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 (B)	
353 人 (27 人)	14 億 4,288 万 8 千円	2 億 6,501 万	5 億 7,773 万円 2 千円	22 億 8,563 万	601 万 5 千円

※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 給与費は、当初予算に計上された額。

※3 1 人当たり給与費は、総支給額の平均。

※4 職員数 353 人は、普通会計に属する数。

※5 職員数の（ ）内は、再任用勤務職員数の外数。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（令和４年４月１日現在）

区 分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直方市	43 歳 0 月	320,798 円	379,361 円

※ 一般行政職とは、一般職の職員（450 人）から水道事業、税務、消防本部、技能労務の職員などを除いたものをいい本市では 308 人（再任用職員 19 人及び任期付職員 3 人を含む）です。

※「平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」及び「教職調整額（教育職員のみ支給）」を含む。

※「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

（参考：令和３年４月１日現在）

区 分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直方市	43 歳 2 月	323,158 円	379,355 円
福岡県	42 歳 3 月	319,482 円	416,878 円
国	43 歳 0 月	325,827 円	407,153 円
類似団体	41 歳 8 月	313,723 円	388,666 円

※ 「平均給料月額」には、「給料」、「管理職手当」、「教職調整額」を含む。

※ 直方市、福岡県、類似団体の「平均給与月額」には、「扶養手当」、「地域手当」、「住居手当」、「時間外勤務手当」など全ての諸手当を含む。

※ 国の「平均給与月額」には、「扶養手当」、「俸給の特別調整額（管理職手当）」、「地域手当」、「広域異動手当」、「研究員調整手当」、「住居手当」、「本省業務調整手当」、「寒冷地手当」（年額を 12 で除した額）及び「特勤勤務手当」を含み、「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含まない。

(4) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		初任給
一般 行政職	大学卒	18 万 2,200 円
	高校卒	15 万 4,900 円

(5) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	27 万 6,500 円	32 万 1,800 円	37 万 0,900 円
	高校卒	24 万 9,100 円	29 万 4,600 円	34 万 2,900 円

(6) ラスパイレス指数の状況（令和3年4月1日現在）

直方市	福岡県	国
99.8	100.6	100.0

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員（一般行政職）の給与水準を 100 とした場合の地方公務員（一般行政職）の給与水準を示す指数である。

(7) 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

ア 期末手当・勤勉手当及び退職手当の支給割合

区 分		直方市		国		
期末手当・勤勉手当 の支給割合	項目 支給時期	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
	6 月期	1.2 月分	0.95 月分	1.2 月分	0.95 月分	
	12 月期	1.2 月分	0.95 月分	1.2 月分	0.95 月分	
	計	2.4 月分	1.9 月分	2.4 月分	1.9 月分	
	加算措置	職制上の段階、職務 の級等による措置有		職制上の段階、職務 の級等による措置有		
区 分		直方市		国		
退職手当の支給割合	一般職	項目 年数等	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
		加算措置	定年前早期退職特別措置（3％～45％加算）		定年前早期退職特別措置（3％～45％加算）	
		3 年度 1 人当たり 平均支給額	152 万円	2,138 万円	－	－
	特別職	市長	1 期 4 年 16.32 月分 1,460 万 6 千円			
		副市長	1 期 4 年 12.24 月分 893 万 5 千円			
		教育長	1 期 3 年 6.12 月分 396 万 5 千円			

※ 退職手当の加算措置については、定年前早期退職を実施した場合のみ対象。（令和3年度については、定年前早期退職を実施。）

イ 地域手当（令和４年４月１日現在）

支給率	県の制度による支給率	国の制度による支給率
0.0% (5.4%)	5.4%	0.0%
支給職員数	0 人（1 人）	1 人当たり平均支給月額
		0 円（13,470 円）

※ 支給率、支給職員数、一人当たり平均支給月額各欄の（ ）内の数字は、福岡県後期高齢者医療広域連合へ派遣された職員の外数。

ウ 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

全体に占める支給職員の割合	19.78%
支給職員 1 人当たり平均支給月額	6,320 円
手当数	6 種類
手当の内容	消防救急・災害等業務手当、消防夜間業務手当、汚物処理作業手当、生活保護現業員手当、行旅病人・死者取扱手当、新型コロナウイルス防疫作業手当

手当の名称	支給対象業務・職員	左記職員に対する 支給単価
生活保護現業員 手当	生活保護法に基づく業務に従事し、常時外勤 する職員	日額 230 円
行旅病人・死者取 扱手当	精神病患者、行旅病人又は死者の収容に従事し た職員	精神病患者、行旅病人 1 件 700 円 死者 1 件 2,000 円
汚物処理作業手 当	ごみ等の処理又は下水しゅんせつ作業に従 事する職員	日額 300 円
	し尿又はごみ処理場の作業に従事する職員	日額 200 円
消防救急・災害等 業務手当	消防職員が救急車によって救急業務に従事 した場合	救急救命士 1 回 510 円 その他 1 回 150 円
	消防職員が災害出動に従事した場合	1 回 200 円
	消防職員が潜水器具を装着して潜水作業（訓 練を含む。）に従事した場合	1 回 350 円
	消防職員が死体搬出に従事した場合	1 回 400 円
消防夜間業務手 当	消防職員（夜間勤務を正規の勤務とする職 員）が夜間業務に従事した場合	その勤務時間が 2 時間 以上の場合 400 円
		2 時間未満の場合 300 円

新型コロナウイルス防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令)に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に関する業務に従事した場合	1 日(交替制勤務者は 1 当務とする) 3,000 円 新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染の疑いがある者の身体に接触業務を行った場合 1 日(交替制勤務者は 1 当務とする) 4,000 円
------------------------	--	--

エ 時間外勤務手当

令和 3 年度	支給総額	1 億 3,145 万円
	一人当たり平均支給年額	29 万 0 千円
令和 2 年度	支給総額	1 億 2,440 万円
	一人当たり平均支給年額	27 万 3 千円

オ その他手当

手当名	内 容
扶養手当	配偶者 6,500 円、扶養親族（子）10,000 円、（父母等）6,500 円。 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合に 1 人につき 5,000 円加算。
住居手当	家賃等により 100 円～28,000 円（限度）の範囲内で支給。
通勤手当	利用機関等により 1,300 円～55,000 円（限度）の範囲内で支給。
管理職手当	支給率は給料に対する割合で部長 13%、課長 11%を支給。

(8) 特別職の報酬等の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	区 分		支給割合
給料	市長	89 万 5,000 円	期末手当	市長	6 月期 1.625 月分
	副市長	73 万円		副市長	12 月期 1.625 月分
	教育長	64 万 8,000 円		教育長	計 3.25 月分
報酬	議長	50 万 8,000 円		議長	6 月期 1.625 月分
	副議長	44 万 6,000 円		副議長	12 月期 1.625 月分
	議員	41 万 3,000 円		議員	計 3.25 月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

ア 標準的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 日の勤務時間	1 週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時	午後 0 時 15 分 ～午後 1 時	7 時間 45 分	38 時間 45 分

イ 交替制勤務の消防職員

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 当務の勤務時間	1 週間の勤務時間
		仮眠時間		
午前 8 時 30 分	翌日の午前 8 時 30 分	午後 0 時 15 分～午後 1 時 午後 5 時 15 分～午後 6 時 午後 9 時～翌日午前 6 時 (2 時間の勤務時間を除く)	15 時間 30 分	38 時間 45 分

(2) 休暇制度

休暇の種類		休暇日数等
年次有給休暇		一の年度につき 20 日を付与（前年度に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年度に繰越）
病気休暇		医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間を付与
特別休暇	結婚休暇	婚姻する職員に対し、最大 7 日を付与
	不妊治療	一の年度につき 5 日付与。体外受精等場合は 10 日付与。
	生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、最大 3 日を付与
	つわり休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、最大 7 日を付与
	検診休暇	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる時間を付与
	出産休暇 (産前・産後)	妊娠した職員に出産予定日までの 8 週間、出産日の翌日から 8 週間を付与
	育児時間	生後 1 年に達しない子を養育する職員に対し、1 日につき 2 回（1 回 30 分）を付与
	子の看護 休暇	子（中学校就学の始期に達しない子）の看護が必要な職員に対し、一の年度において最大 5 日（子が 2 人以上の場合は最大 10 日）を付与
	子の養育 休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内において最大 5 日を付与
	配偶者 出産休暇	配偶者の出産に際し、最大 3 日を付与
	短期の介護 休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において最大 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は最大 10 日）を付与
	忌引	親族の喪に遇った職員に対し、続柄に応じ、1～10 日を付与
	祭日	配偶者、子、父母の法事等の追悼をする職員に対し、1 日を付与
	夏季休暇	全職員に 7 月～10 月までの間において、5 日を付与
	ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液を提供する職員に対し、検査・入院等に必要となる期間の休暇を付与
	ボランティア 休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年度において最大 5 日を付与
介護休暇		職員が要介護者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の期間内において必要と認められる 2 週間以上の期間の休暇を付与（休暇期間は無給）。
介護時間		要介護者の介護をする職員に対し、3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲で休暇を付与（30 分単位）（休暇時間は無給）。

※ 特別休暇の他の種類として、「交通遮断」、「住居滅失・破損」、「交通機関の事故」、「証人・鑑定人・参考人としての出頭」、「選挙権等の権利行使」、「公務上の負傷・疾病」などがある。

(3) 育児休業取得者数（令和3年度）

(単位：人)

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務者数
男性	6	0	0
女性	8	1	1
計	14	1	1

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	35	0	35	0
適格性の欠如	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

※ 上記の分限処分者数は延べ人数であり、同一の者が2回処分を受けた場合は、2人として算定

(2) 懲戒処分者数（令和3年度）

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	0	0	0
非違行為	0	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

(1) 職員の職務上の義務（令和3年度）

（単位：人）

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

(2) 営利企業等従事許可申請の状況（令和3年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	1	1
計	1	1

6. 職員の研修の状況（令和2年度）

（1）一般職員の研修

（単位：人）

研 修 内 容 等		受 講 者 数
庁内 研修	新規採用職員研修	21 名
	主任職員研修	51 名
	クレーム対応研修	92 名
	DX 研修	76 名
	安全運転講習	26 名
	オフサイトミーティング	34 名
	主任職員研修	51 名
	クレーム対応研修	92 名
	人権問題講演会	61 名
	発想力ワークショップ	13 名
	主査職員研修	25 名
	人事評価研修	管理職 41 名
派遣 研修	福岡県市町村職員研修所	延べ 90 名
	市町村職員中央研修所	1 名
人権 同和 研修	人権問題講演会	61 名
	人権問題講演会	新型コロナウイルスの影響により中止
	同和問題講演会	新型コロナウイルスの影響により中止

(2) 消防職員の研修

研 修 内 容 等	受 講 者 数
(1) 一般研修	
クレーム対応研修	10 人
ハラスメント研修	59 人
主任職員研修	13 人
ハラスメント等相談窓口相談員向け研修会	1 人
メンタルヘルス研修	57 人
クレーム対応研修	10 人
(2) 専門研修	
○福岡県消防学校	
幹部教育（初級幹部科B）	1 人
専科教育（救急科）	3 人
○飯塚病院	
救急救命士再教育病院実習（集合研修）	41 人
筑豊地域救命救急研究部会	11 人
救急活動事後検証	12 人
○その他	
予防技術検定受験準備講習会	1 人
筑豊地域救急業務MC協議会	2 人
化学災害・テロ時における解毒剤 自動注射器の使用に係る研修	1 人
危険物実務研修会	1 人
福岡県消防長会予防実務講習会	2 人
違反是正事例研究会	1 人
防火・防災講習会	1 人
違反是正の推進に係る実務研修	5 人
福岡県筑豊ブロック自殺未遂者支援研修会	1 人
火災調査研究発表会	3 人
福岡県消防長研修会	1 人
福岡県消防救助技術指導者研修会	1 人
○資格取得講習	
大型自動車第一種運転免許	2 人
玉掛け技能講習	1 人
第三級陸上特殊無線技士講習会	1 人
小型移動式クレーン運転技能講習	1 人

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（令和3年度）

（単位：人）

区 分	実施日	受診者数
健康診断	令和3.8～令和3.12	587

※ 健康診断の受診者数には、会計年度任用職員を含む。

(2) 公務災害の発生状況（令和3年度）

区 分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	0
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通勤災害		0

※ 加入団体：地方公務員災害補償基金（福岡県支部）

(3) 職員の福利厚生状況（令和3年度）

区 分	代表的な事業内容	クラブ数
体育事業	体育クラブ活動補助	7

(4) 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置（令和2年度）

区 分	件数	内 容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度）

係属件数			処理件数					翌年度 への 繰越 (A) - (B)	
前年度 からの 繰越	新規 請求	計 (A)	却下	取下げ	判定				計 (B)
					全部 否認	一部 容認	全部 容認		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度）

係属件数			処理件数					翌年度 への 繰越 (A) - (B)	
前年度 からの 繰越	新規 請求	計 (A)	却下	取下げ	判定				計 (B)
					処分 承認	処分 修正	処分 取消		
0	0	0	0	0	0	0	1	1	0